

日本年金機構設立委員会について

1. 役割

- 日本年金機構法においては、設立委員の任務は、
 - ① 機構の職員の労働条件及び採用基準を定め、機構の職員を募集するとともに、採用を決定して通知する
 - ② 業務方法書、制裁規程その他の規則を作成し、大臣認可を受ける
 - ③ 設立準備事務を完了して理事長となるべき者に引き継ぐなど、機構の設立に関する事務を処理することとされている。
- 日本年金機構設立委員会は、この設立委員の合議体として設置されたもの。

2. 任命

設立委員は、厚生労働大臣が任命することとされている。

3. 開催状況

平成20年	1月12日	第1回	(日本年金機構の設立)
	12月4日	第2回	(採用基準・労働条件等)
	12月9日	第3回	(採用基準・労働条件等)
	12月22日	第4回	(採用基準・労働条件等)
平成21年	1月29日	第5回	(組織の骨格等)
	2月24日	第6回	(有期雇用職員の労働条件、役員報酬等)
	3月26日	第7回	(業務方法書、内部統制等)
	5月19日	第8回	(機構の組織、内部統制等)

(参照条文)

日本年金機構法 附則 (抜粋)

(設立委員等)

- 第五条 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。
- 2 設立委員は、基本計画に基づき、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を定めなければならない。
 - 3 設立委員は、業務方法書、制裁規程その他厚生労働省令で定める規則を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
 - 4 前項の規定によりした厚生労働大臣の認可は、厚生労働省令で定めるところにより、施行日において、第二十六条第一項、第三十二条第一項その他の厚生労働省令で定める規定によりした厚生労働大臣の認可とみなす。
 - 5 設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、その旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

平成21年2月16日

日本年金機構設立委員会委員名簿

- 磯村 元史 函館大学客員教授
- 岩瀬 達哉 ジャーナリスト
- 江利川 毅 厚生労働事務次官
- 大熊 由紀子 国際医療福祉大学大学院教授
- 大山 永昭 東京工業大学教授
- ◎ 奥田 碩 トヨタ自動車株式会社取締役相談役
- 岸井 成格 毎日新聞社特別編集委員
- 紀陸 孝 東京経営者協会専務理事(日本年金機構の理事長となるべき者)
- 古賀 伸明 日本労働組合総連合会事務局長
- 小鳶 典明 大阪大学大学院高等司法研究科教授
- 長沼 明 埼玉県志木市長
- 野村 修也 中央大学法科大学院教授・弁護士
- 間瀬 朝久 株式会社ゆうちょ銀行専務執行役
- 山崎 泰彦 神奈川県立保健福祉大学教授

◎：委員長 ○：委員長代理

(五十音順、敬称略)